

後見支援預金(普通預金)

令和3年11月1日現在

商品名	後見支援預金(普通預金)
販売対象	・個人のお客様。(家庭裁判所が後見制度支援預金にかかる「指示書」を交付した個人。)
期間	・期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・契約締結時のみ家庭裁判所が交付する「指示書」により預入。 ・追加預入に制限はありません。 ・1円以上、1円単位。
払戻方法	・家庭裁判所が交付した後見制度支援預金「指示書」により払戻。 ・現金支払いはできません。後見人が管理する被後見人口座に振替入金します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の普通預金利率を適用します。 ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし利息を計算します。 ・1年を365日とする日割計算。
税金	・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ※令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手数料	・「指示書」による定額自動振替をご利用の場合は、別途当金庫が定める所定の手数料が必要です。 ・以下の条件をすべて満たす口座は、未利用口座管理手数料をいただきます。 ①2021年1月4日以降開設された口座で、2年間以上取引がない ②当該口座の預金残高が1万円未満 ③他の預かり資産及び当金庫の出資のお取り扱いがない ④当座貸越を含む融資取引がない ⑤口座名義人の年齢が20歳以上(手数料徴求時点)
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	—
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。または窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課(9時~17時、電話:073-432-7118)までお申し出ください。 ・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取、振込金のお受取口座としてはご利用できません。 ・通帳は、口座取引店のみを窓口としてお取扱いします。ただし、入金および通帳の記帳はATMでご利用になれます。なお、入金の取消や訂正はできません。「指示書」に基づく出金の取扱いとなります。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・マル優のお取扱いはできません。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・インターネットバンキング等のご利用はできません。 ・預金保険の対象となります。預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)